

協働のまちづくりこまつ100（ワンハンドレッド）クラブ活動助成金交付要綱

（助成金の交付）

第1条 この要綱は、協働のまちづくりこまつ100（ワンハンドレッド）クラブ活動助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、小松市補助金交付規則（昭和45年小松市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この要綱は、地域貢献活動をこれから始める市民団体に対し助成金を交付することにより当該団体の設立を促進し、もってはつらつとしたひとづくり及び地域づくりを共創で推進することを目的とする。

（助成金の交付対象者）

第3条 助成金の交付対象者は、次の各号の要件を充たす団体とする。

- (1) 構成員が5人以上であって、かつ、18歳以上の者が1人以上含まれること。
- (2) 結成から5年以内であること。
- (3) その活動の拠点が本市の区域内にあること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、助成金の交付対象者としない。

- (1) 反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）及びこれらの者に準じる者）の統制下にある団体
- (2) 営利を目的とする団体、宗教活動又は政治活動を行う団体

（交付対象事業）

第4条 助成金の交付対象事業（以下この条から第6条までにおいて「交付対象事業」という。）は、地域コミュニティ活性化、生涯スポーツの推進又は地域福祉の推進という地域貢献に資すると市長が認める事業であって次の要件を充たすものとする。

- (1) 当該事業が多くの人・地域等が抱える課題・問題の解決のためのもの
であって、当該事業の実施により当該課題・問題が解決される可能性が高いこと。
 - (2) 当該事業の実施を契機として爾後同種の事業が反復継続して行われる見込みが高い等、当該事業の持続可能性が高いものであると認められること。
 - (3) 事業の実施により当該事業実施のための地域における協力体制が増進・強化される等の効果が見込まれること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に該当する事業は交付対象事業としない。
- (1) 当該事業が主として営利活動、政治、宗教又は選挙活動を目的とするものに付随するものであること。
 - (2) 当該事業の実施により国、地方公共団体その他の機関から別に助成等を受けていること。
 - (3) 当該事業の実施により特定の個人又は団体のみが利益を受けるものであること。
- (交付対象経費等)

第5条 助成金の交付対象経費は、交付対象事業の実施に要する経費であって次に掲げるものとする。

- (1) 報償費 講師、出演者等に要する謝礼、旅費等
- (2) 需用費 報告書、ポスター等の印刷製本費、消耗品費等
- (3) 委託費 専門的な技術等を要する業務を外部に委託する場合に要する経費等
- (4) 役務費 参加者及び実施者に係る傷害保険料、郵便料としての切手、はがき、宅配便料等
- (5) 使用料 会場使用料又は機器類の賃借に要する経費等
- (6) その他市長が必要かつ適切と認めるもの

2 助成金の助成率は定額とし、予算の範囲内とする。

3 助成金の上限額は5万円とする。

(助成金の認定)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、交付対象事業実施前に協働のまちづくりこまつ100（ワンハンドレッド）クラブ活動助成金認定申請書（

様式第1号)に次の書類を添付して市長に申請し、認定を受けなければならない。この場合において、当該申請は、1団体につき1事業に限るものとし、同一事業での応募は1回を限度とする。

- (1) 団体概要書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 宣誓書
- (5) 団体の定款、会則又はこれに準じるもの
- (6) 団体構成員又は役員名簿
- (7) 団体の決算書(直近のもの)
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その可否を速やかに当該申請者に通知するものとする。

(認定後の事業等の中止、変更等)

第7条 前条の認定を受けた者が、当該認定された事業を中止し、または変更しようとするときは、あらかじめ認定事業の変更・中止申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の申請があったときに準用する。

(交付申請)

第8条 第6条第1項の認定を受けた者が助成金の交付を受けようとするときは、あらかじめ協働のまちづくりこまつ100(ワンハンドレッド)クラブ活動助成金交付申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その可否を審査し、交付申請者に通知するものとする。

(概算払いの請求)

第10条 前条の交付決定を受けた者が当該事業を実施するために必要があると認めるときは、市長は、申請により助成金を概算払することができる。

2 概算払をすることができる額は、前条第3項の交付決定額の10分の8を上

限とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実績報告)

第11条 第9条の交付決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、協働のまちづくりこまつ100（ワンハンドレッド）クラブ活動助成金実績報告書（様式第4号）に次の書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(確定)

第12条 市長は、前条第1項の報告を受けたときは、当該報告書及び必要に応じて行う調査等により交付すべき助成金額を確定し、当該報告を行った者に通知するものとする。

(関係書類の備付け)

第13条 補助事業者は、助成金に係る事業の状況、収入及び支出その他の事業に関係する事項を明らかにした書類及び帳簿を備え、かつ、当該収入及び当該支出についての証拠書類を整備し、当該事業が完了した日の属する年度から5年間保管しなければならない。

(助成金の返還)

第14条 市長は、助成金を受けた者が虚偽の申請又は不正の手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、その全部若しくは一部を返還させるものとする。

2 前項の規定は、助成金の交付決定を受け、概算払を受けた者に準用する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
(ふるさと共創チャレンジ事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 ふるさと共創チャレンジ事業補助金交付要綱（平成29年小松市告示第253号）は、廃止する。